

2008年12月9日

## 生物学的安全性 (協定) の加ルジ-ナ協定に基づくその第27項交渉7 0t1に対する全世界的な産業連立側からの見地

全世界的な産業連合(G.I.C.)はこの協定にもとづく賠償並びに償還の意思決定を標-トするものであり、その協定とは自然保護に対するダメージとか多岐にわたる生物の持続的使用等を申し出る為の管理上の接近方法を創作するものであります。更にはいかなる財政上の安全制必要事項は適用可能な国家的商法律を基盤とするか、または保険可能性を基盤とし、貿易または技術への7k1と発展を禁じるものではありません。

### 賠償並びに償還に関する意思決定 (MOP-4) に続く更なる過程

第四回目の MOP-4 の協定会議へ参加した関係者達は、その会議の中で、生きていて改良された有機的組織体達 (LMOs) の境界線を越えた動作によって受けたダメージのための賠償並びに償還に適切な国際的規則と手続きを入念に作り上げるという彼らの仕事の続行に同意致しました。それはどのようなことを通してかと言いますと、生物学的安全性の加ルジ-ナ協定のテキストの内容の賠償並びに償還をかんがみている議長仲間の友人のグループというものをつくりあげること (友人のグループと称す) を通してです。その関係者達は又 MOP-4 においてこの <友人グループ> は 2010 年 10 月に催される第 5 回会議 (MOP-5) の前に少なくとも二回は合うべきことに同意致しました。第一回会議は 2009 年 2 月 23 日から 27 日にかけて7k1の7k1コソにて催されるでしょう。この友人のグループの会議からの成果は議長仲間によって MOP-5 にて関係者達に発表されるでしょう。

MOP-4 からの関係者達の意思決定は自然保護に対するダメージとか多岐にわたる生物の持続的使用の為の管理上の接近に法的に拘束力のある条文に向けて仕事を進めるというテキストと、その他のタイプ<sup>7</sup>の慣習的ダメージ (例えば、人々の健康とか資産にたいするダメージ) を申し出るであろう民法上の賠償に法律的に拘束力のない条文に向けて仕事を進めるというテキストとの明確な相違を生じさせるところの定義された操作上のテキストをも含めます。MOP-4 で関係者達は意思決定はその産出物 (例えば国際政体、とか国家法への7k17k1; 拘束力の有無; 民法上の賠償の7k17k1そしてまたはあるいは管理上の過程) の形態とタイプ<sup>7</sup>に関してその意思決定から出てきたいかなる特別な成果に偏見を加えないばかりが賠償並びに償還制度を作り上げる最終意思決定は必ずしも商談的交渉からの結果ではないとの指示を下しています。数人の関係者達は又彼らはただ単に全世界的な LMO の交易に否定的な影響を与えない最終意思決定だけを支えるであろうと示唆した明確な文言をも発しました。

### MOP-4 意思決定に対する G.I.C. の見地

1. **管理面からの7k17k1** : G.I.C. は LMO に起因する 自然保護に対するダメージとか多岐にわたる生物の持続的使用等を申し出る為の管理面からの7k17k1の発展向上を標-トいたします。

- **管理上の7k17k1**は国のその道の権威に、責任ある人々または企業がもし彼らが自然とか多岐にわたる生物の持続的使用にダメージを与える原因となる場合にはその責任を取るということを確かなものとするために行動をとることに對して、多岐にわたる生物の保護とその矯正に適切な焦点を与えることを許しつつ権限を与えます。それらの政体は MOP-5 の関係者達の意思決定に採用されるために、友人たちのグループの会議の間に、関係者たちによって素早く、効果的な発展向上がなされることも可能です。その理由はこの7k17k1は既存の民法の賠償法とは相互作用しないからです。それは既存の国家の生物安全行政に、即座に法的拘束力があることとすることによって素早く組み入れられるからです。
- この協定のもとで管理上の7k17k1によって申し込まれた <ダメージのタイプ<sup>7</sup>> は 自然保護と多岐にわたる生物の持続的使用に対するダメージ という意味においてのみ理解されます。これは生物の環境的安全への貢献に焦点を当てた 協定の目的、範囲、そしてその7k17k1からも明らかであります。 (協定の条項第 1 項と第 4 項参照)。追加として、 <ダメージ> そのものを <ダメージ> として格付けするためには、そこに述べられる危害とは不利的で、重要度もあり、科学的判定基準のある対象物を使って測定可能かつ明らかに特別な LMO によって引き起こされたというものでなければなりません

1. 生物学的安全性 (協定) の加盟国に協定に基づく世界的な産業連合(G.I.C.)は全世界の数千の会社を代表している貿易協会からインプット並びに指示、指導を受けます。その参加者たちには協会の代表者たち、並びに、植物科学、種、農産物技術、食糧生産、動物農産業、人間と動物の健康管理、そして環境衛生等々の数種の産業分野に携わる企業などを含みます。
2. <友人のグループ>はアジア太平洋地域(パシフィック)、中国、インド、メキシコ、パナマ、そしてフィリピン)から六名の代表者を；ヨーロッパ 統合体から二名の代表者を；中央と東ヨーロッパからは二名を；アフリカグループからは六名を；ラテンアメリカとカリブ海グループからは六名を；そしてコロンビア、ルワンダ、スイス、と日本などの代表者達を含めます。多の関係者達も<友人のグループ>にアドバイザーとして参加することが出来ます。そして世界的な産業連合(G.I.C.)も含めたメンバー達も議長仲間の裁量により参加に招待されるかもしれません。
3. <ダメージ>の定義についてはより好ましい運営上の利益の為に G.I.C. の見地の為に添付資料 1 を見て下さい。それと同じように友人のグループの中の関係者達による 商談交渉における他の重要な要素についても添付資料 1 を見て下さい

2008年12月9日

人間の健康への影響は 公的健康に影響を与えるというところだけまでに延長されたものに限って含まれます。そしてそれは又多岐にわたる生物へのダメージから浮かび上がるものでなければなりません。その他のダメージのタイプは例えば個人的障害、資産等へのダメージ、または収入の喪失、これら一般的に慣例的ダメージと称されるものは協定の範囲より外部に属し、国の民法のシステムの管轄下に置かれるべきです。

- おそらく発展されるであろうルールと手続きは、ほとんどの賠償システムにおいて一般的に認識されている防御というものを含むべきです。その防御のなかには天災、人間の力と技術では 予測または制御出来ない大きな力；戦争または市民の社会的不安；第三者による干渉；国のその道の権威による強制手段によって課せられた決まりへの追従；適合した法の下による行動の許可、あるいは、ハレタのために 特別に発行された許可；さらには、行動が起された時に、科学技術的知識の状況により有害でないといみなされた行動に関する<芸術の域に達するとある状態>等々をも含めます。
- 法律としては、境界を超越する LMO の動きの結果として起こる、民法の賠償と償還分野内に於いて、関係者達が自分たちの地域内の法律と政策を定めたり発展させたりする権利に対して、管理上の接近に於けるいかなる最終意思決定に於いては何一つとして偏見を持つことは出来ません。それらのシステムに含まれるべき要素をリストアップすることによって、その最終意思決定が過剰に慣例的であるために国の法律に抵触したりすることを避けるため、G.I.C.は管理上の接近における最終意思決定は国の民法上の賠償システムへのいかなる言及をも排除するべきだと信じています。

- 
- 発展されるであろういかなる賠償ルールの下においても、いわゆる財政的安全への必要事項は適用可能な国家の商法に基き、または保険にかけられるということも確認しています。そして、貿易または技術振興への発展とそれへのアクセスをも禁じるものではありません。いかなる重荷となるような必要事項は顧客のための製品の原価を贈大し、貿易を禁止したり、公共の調査と小企業の妨げとなることが多々としてあります。

2. 民事賠償：LMO に関する民事 賠償ルールの商談的交渉は一般的指導がなされない企業システム上の重要な違いのために多々として極度に挑戦的で非生産的です。もし関係者達がこの道に従って勤めていくな G.I.C.は既存の国家民法賠償規定は LMO に適用可であろうところまで拡大解釈を、各国々が査定する手助けができる法的拘束力のない指導書の創造のための作業を制限する必要があるであろうと信じます。

\* 民法賠償の政体は裁判所が所有物への申し立てのあった損傷への訴訟を認識し、判決を下すという法律システムの

設立を意味します。そして又はあるいは、それらのダメージの原因を引き起こしたと言われて影響を受けた人々によって裁判所に出頭させられた人々に判決を下すという法律のシステムの設定をも意味します。これらの体制は既に多くの関係者の中で、**国のレベル**で存在します。そして LMO を含めた活動が特別に適用可能な民事賠償システムを創り出すことは科学的にも、法的にも正当化されるものではありません。国際民事賠償体制は交渉に数年かかり、全世界的に法的効果を生み出すことはほとんど失敗しています。何故なら、国々は国際民事賠償体制を、大切な国家統治権の事柄と国の既存の法律への侵害と見ているからです。

- 協定における民事賠償協議の為の最適な成果は、もし関係者達が民事賠償を賠償並びに償還の最終意思決定の中に提起する事に同意するならば、法的に拘束力のない手引書 (**ガイドライン**) で、それは関係者達によって LMO による慣例的なダメージを提示する目的で既存の法律システムの適用性を査定するために使われる事も出来ます。そのような手引書は多様な選択肢を用意したり、一つの意見を他の意見に採用することの暗示の分析を助けたりする事によって国の民事賠償政体をまだ持っていない関係者達に援助を用意するための容量ある建設用道具として尽くすことも出来ます。政体を拘束するよりむしろガイドラインを創造する事は、その成果が関係者達の為に実際に実務向きの目的に役立つということを確認なものとしします。法的拘束力のないガイドラインは関係者達にいくつかの選択肢から選ぶという柔軟性を与えますし、いかなる最終意思決定もそれが彼らの国の法的機構を 補足充実し、既存の現地法律とも統一性を持つことを確認なものといたします。

いかなる国の民事賠償政体にガイドラインを提示している最終意思決定は彼らが彼らの国の独特な法体制に重要な各々の要素の為に最適な**選択**を考慮に入れられる選択肢を政府に準備しなければならないということを強調することは大切なことです。例えば、もしこのガイドラインが発展されれば、それは過失に対して責任をとるという過失ベースの賠償システム (**以下訳者は過失ベースの賠償<または責任>システムと訳す**) にて一般的に認識される**防御**のための選択を含むべきです。そしてそれはどのようなものを含むかといえば、天災、人間の力とが技術では予測または制御出来ない大きな力、戦争または市民の社会的不安；第三者による干渉；国のその道の権威による強制手段によって課せられた決まりへの追従；適合した法の下による行動の許可、あるいは、ハレターのために特別に発行された許可；さらには、行動が起された時に、科学技術的知識の状況により有害でないとみなされた行動に関する<芸術の域に達するとある状態>等々をも含めます。

## 添付資料 I

### より好ましい運営。主要要素へのリスト

下記のリストは MOP-4 賠償並びに償還の意思決定に残存する主要要素の為に好ましい運営上のリストで、消されるべきリストのために G.I.C. の示唆も含んでいます。(打ち消されるマークが引かれています)友人グループによって考慮されるであろう全体のリストは <http://www.cbd.int/decisions/mop4/?m=MOP.04&id=11691&lg=0> を開けるとあります。

#### 1. 法的拘束力のある条文について仕事を進めること

##### 1.A 管理面からのアプローチ

##### III ダメージ

##### A. ダメージ OT6 の定義 (6A-3)

- i. これらのルールと手続きは自然保護と多岐にわたる生物の持続的使用に対するダメージに適用され、生きていて改良された有機的組織体達の境界線を越えた動作の結果、人間の健康への {ダメージ}、{リスク}をも勘定に入れています。

2、これらのルールと手続きの為に、多岐にわたる生物に関する会議での第2項に定義されている多岐にわたる生物の { 持続的使用 } と自然保護に対するダメージとは多岐にわたる生物への反動的、または否定的効果を意味します。すなわち；

それは；

(a) 数え始めれば、それは測定可能であるいはそうでなければ観測可能というもので、どこにおいても入手可能で、他のいかなる、人間が誘発した変化と自然の変化をも勘定にいた、その道の国の権威によって認識された科学的に設立されている基本ラインです；そして

(b) それは下記4節に記されている様に重要です。

3. これらのルールと手続きの為に、多岐にわたる生物に関する会議での第2項に定義されている持続的使用へのダメージとは多岐にわたる生物への反動的、または否定的効果を意味し下記4節に記されている様に重要です。そして{おそらく収入の損失という結果になつたでしょう}{おそらくそのなりゆきとして後につづく、収入の損失も含めて、州(国?)の損失という結果となつたでしょう。}

4. 自然保護と多岐にわたる生物の持続的使用に対する、重要な反動的又は否定的結果で、多岐にわたる生物に関する会議での第2項に定義されている物とは以下に述べる要素を基にして決められます。それらは：

(a) 妥当な期間以内に自然の回復力によって償還される事がないであろう変化として理解される長期又は恒久的変化；

(b) 多岐にわたる生物の構成に反動的又は否定的に影響を与える質的あるいは量的な変化の限界；

(c) 多岐にわたる生物の構成品の品物とサービスを用意する能力の減少；

~~{(b)と(c) 変更} 多岐にわたる生物の構成物とかがつまたそれらが品物とサービスを用意する潜在能力の質的又は量的減少。}~~

~~(d) {人間の健康へのいかなる反動的又は否定的な、端々まで至る効果}~~

(d 変更) {人間の健康上において自然保護と多岐にわたる生物の持続的使用への反動的、または否定的効果の限界}；

#### IV. 主要な補償計画

##### A. 繰り返し 管理面からの77'0-7への追加的要素

###### 1. 免除又は緩和 OT 15 ( 9 頁)

{現地の法律はおそらく} 免除又は緩和というものを {準備するでしょう} {それは} [費用と出費の回復の場合]がレターによってかわりを持つてくるかもしれない。免除又は緩和は以下の[あまずところのない] リスト {のどれか一つあるいはそれ以上の要素} に基くかもしれません [基きます]：

(a) 天災、人間の力とか技術では 予測または制御出来ない大きな力；

(b) 戦争または市民の社会的不安；

(c) 第三者による干渉 [適正な安全対策がそこに存在していたという事実にもかかわらずダメージの原因になつたところの干渉]；

(d) { 公的権威により強制的に課せられた決まりへの追従； }

(d 変更) 公的権威によってレターに課せられた特別の命令とダメージを起こした

そのような命令の改良;}

(e) {現地の法のもとにより特別に権限を与えられた活動  
あるいはそれに完全に遵守して権限を与えられたもの; }

(f) { 行動が起きた時に、科学技術的知識の状況により  
環境破壊の原因とみなされない行動: }

(g) 国の安全という例外{又は国際安全性}<注: この  
区域 (セクション) は区域(f)と区域(g)と一緒に一緒にないか  
いずれでも受け入れられます>

#### A. 繰り返し 管理面からのアプローチへの追加的要素

### 5. 填補範囲 OT 1 9 ( 1 0 頁)

1. {関係者達はおそらく、{国際法} {義務}にのっとって}賠償の限度期間以内に、  
—ホーダーに、自己保険を通してということも含めて、資産上の安全の設立と維持  
—を要求してもよいでしょう}
2. {関係者達は、今もすぐにでも、最適な財政操作員と経済による市場の発展、並び  
—に資産上の安全の道具の発展を勇気づけるための対策を講じることが迫られてい  
—ます。それは財政破たんの場合の財政助成システムも含めて、ホーダーが彼らのルールと  
—手続きを改良する現地の対策のもとで彼らの責任を—加—るために財政的保障が  
—使えるようにするという目標も伴っています}

#### 1 . B 民事賠償(責任)

OT 1 [ 1 0 頁]

関係者達は民事賠償体制を発展させてもよいか、良くないか、いずれかである。それとも、生きていて改良された有機的組織体達とかかわる必要性に応じて既存の体制を適用しても良いでしょう。

OT 1 [ 1 0 頁]

( OT 1 のために全区域 (セクション)を消してください )

### 2 . 民事賠償(責任)上法的拘束力のない条文について仕事を進めること。

#### III ダメージ

##### A. ダメージ OT1 の定義 ( 12 ページ )

- { 1. これらのルールと手続は現地法に準備されているように {生きていて改良された有機的組織体達の境界線を越えた動作に起因する} ダメージに適用される }
- { 2. これらのルールと手続きの目的のために、現地の法律によって用意された、{生きていて改良された有機的組織体達の境界線を越えた動作によって受けた} ダメージは  
— おそらく、なかならず、以下の事を含む: }

~~(a) 管理面からの77°ロ-手を通して償還されない、自然保護と多岐にわたる生物の持続的使用に対するダメージ~~

~~(b) 死亡並びに個人的怪我を含めた人体健康上へのダメージ~~

~~(c) 資産の損傷的な使用によるダメージ又はその損失。~~

~~(d) 収入の損失、又は他の経済的損失[自然保護と多岐にわたる生物の持続的使用に対するダメージからの結果として起こる]~~

~~(e) 慣習的、社会的、そして精神的価値へのダメージまたは損失、あるいは土着の又は地域共同体へのダメージまたは損失、あるいは食糧安全上の損失又はその減少。~~

(注：最初の選択は上記 OT 1 だけを含めることです；二番目の選択は OT 1 と OT 2 両区域(セクション)を含める事です。 <a-d, このテキストのすべての鍵かっこを取り除いています> )

#### IV. 主要な補償計画

##### A. 民事賠償 (責任) OT6 (14°-ジ)

関係者達は { おそらく } { 生きていて改良された有機的組織体達の境界線を越えた動作に起因する } ダメージの為の、現地の法律にのっとりた民事賠償ルールと手続を持っているかもしれませんが { でしょう } { べきです } 関係者達は、次の { 最少限度の } 要素と手続を { 含んでもよろしい } { 包含を考慮にいれるべきです }

##### 1. 賠償(責任)の標準と賠償権の伝達移譲 (チネリク)

(注)好ましい選択は OT5(14°-ジ)

{賠償の標準、過失への賠償、厳格な賠償、あるいは緩和された厳格な賠償は現地法に基いて設立される必要がある。}

(注：代替えとしての選択は、以下に続く全てのテキストを厳格な賠償という選択、緩和された厳格な賠償という選択、過失への賠償という選択のために包含することです。)

選択枝 1：厳格な賠償 OT6 (14°-ジ)

{オレターは(これらのルールと手続のもとにおいて)(運搬、輸送、取扱として/あるいはその根源をそのような動きに見つける事が出来る、生きていて改良された有機的組織体達を使う事から生じる)ダメージに対して、彼のいかなる過ちにかかわらず、責任があるでしょう[あるべきです]}

選択枝 2：緩和された厳格な賠償 OT7 (14°-ジ)

{1. 過失への賠償の標準は厳格な賠償標準が次の様なケースにて使われるだろう[べき][そもよい]時を除いてつかわれるでしょう [べきです]. それはどのようなケースかと言うと：}

{ (a) 危険度の査定(リスクアセスメント)が生きていて改良された有機的組織体達が超有害であると見分けた場合、そして/あるいは }

{ (b) 国の法律違反という中で、その行為または手ぬかりが起こった、そして/あるいは }

{ (c) いかなる承諾において書面化された条件に違反が起こったとき }

2. 過失への賠償の標準が適用された時、その賠償 (責任) はダメージの原因であったと証明された行動の操作上のコントロールをしている{オペレーターをもつ}企業体に、そして人であれば、故意で、乱暴で、または過失、軽率な行動、または手抜かりのあった人に帰属される{でしょう}[べきです]。

3. 上記第一節に基き、厳格な賠償標準が適用可と決められた、ケースでは、賠償 (責任) はダメージの原因であったと証明された行動の操作上のコントロールをしている{オペレーターをもつ}企業体に伝達移譲 (チャリッジ) されるべきです。

選択枝 3 : 過ちを基にした賠償 OT 8 (14 へ - ジ)

{ 民事賠償機構においてはその賠償 (責任) は当事者が次のような場合に成立します }

(a) 重要関連した活動の操作上のコントロール権を握っていた;

(b) 故意、乱暴、又は過失行為、によって、手抜かり、軽率な行動も含めて注意、配慮の法的義務に違反した時;

(c) {それらの違反が多岐にわたる生物への実際のダメージとなった; そして }

(d) これらのルールの第 1 区域 (セクション 1) に基き、因果関係が設立された。

#### A. 繰り返し 民事賠償の追加的要素

#### 2. 免除或いは緩和 OT 10 (15 へ - ジ)

[現地の法律は] 免除或いは緩和は[それは]オペレーターに委ねられることとなります[ということのために準備-をしてもよろしいのですが]それは以下に述べる[あますところのない徹底的な]リストの一つまたはそれ以上の要素に { おそらく基くでしょう } :

(h) 天災、人間の力とか技術では 予測または制御出来ない大きな力;

(i) 戦争または市民の社会的不安;

(j) 第三者による干渉; [適正な安全対策がそこに存在していたという事実にもかかわらずダメージの原因になったところの干渉];

(k) { 公的権威により強制的に課せられた決まりへの追従; }

(d 変更) 公けの権威によってオペレーターに課せられた特別の命令とダメージを起こしたそのような一命令の改良;

(l) { 現地の法のもとにより特別に権限を与えられた活動あるいはそれに完全に遵守して権限を与えられたもの; }

(m) { 行動が起された時に、科学技術的知識の状況により環境破壊の原因とみなされない行動: }

(n) 国の安全という例外{又は国際安全性}<注: この区域 (セクション) は区域(f)と区域(g)と一緒に一緒でないかいずれでも受け入れられます >

#### IV. 主要な補償計画

##### A. 繰り返し 民事賠償（責任）の追加的要素

###### 5. 填補 OT15 (16 年 - 20 年)

1. ~~{関係者達はおそらく、{国際法} {義務}にのっとって、}賠償の限度期間以内に、ホールドに、  
—自己保険を通してということも含めて、資産上の安全の設立と維持を要求してもよいでしょう}~~

2. ~~{関係者達は、今もすぐにでも、最適な財政操作員と経済による市場の発展、並びに資産上の安全の  
—道具の発展を勇気つけるための対策を講じることが迫られています。それは財政破たんの場合の  
—財政システムも含めて、ホールドが彼らのルールと手続きを改良する現地の対策のもとで彼らの責任を  
—加えるために財政的保障が使えるようにするという目標も伴っています}~~

### 3. その他の条項

#### 1. 補足的償還計画

##### B. 補足的 償還回収の取り決め

規定なし

あるいは

関係者は主要な償還計画によって償還されない損害事例に対して、この書類に謳われて  
いるルールの改良を通して得られた経験にてらして、いかなる連携した規約の必要性を  
考慮に入れてもよい。